

令和2年第3回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和2年3月24日(火) 開会：14時30分 閉会：15時55分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 2F共用会議室G

3 出席者の氏名

教 育 長 中 馬 好 行
 委 員 松 田 福 美
 委 員 松 田 敬 子
 委 員 大 野 泰 生
 委 員 片 山 研 治

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 久 行 竜 二
 教 育 政 策 課 長 品 田 浩
 生 涯 学 習 課 長 岩 崎 達 也
 学 校 教 育 課 長 田 中 輝 久
 人 権 教 育 課 長 佐 伯 孝 洋
 学 校 給 食 課 長 橋 野 博 一
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
 鹿野総合出張所次長 山 本 加代子

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 係 長 大 竹 新 人
 教 育 政 策 課 主 査 吉 村 誠

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第1号 令和元年度周南市一般会計補正予算要求について
3	報告第2号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
4	報告第3号 令和2年度周南市の教育事業概要について
5	議案第7号 周南市大田原自然の家 施設分類別計画の策定について
6	議案第8号 周南市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則制定について
7	議案第9号 周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について
8	議案第10号 周南市教職員住宅貸付規則を廃止する規則制定について
9	議案第11号 周南市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
10	議案第12号 周南市社会教育指導員設置規則を廃止する規則制定について
11	議案第13号 周南市青少年育成センターの設置に関する規則の一部を改正する規則制定について

7 委員会協議会

(1) 4月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者：教育政策課→生涯学習課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和2年第3回教育委員会定例会」を開催します。
議事日程に従いまして、進めてまいります。
まず、日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。
本日の会議録署名委員は、松田福美委員さんと大野委員さんをお願いします。

2	報告第1号 令和元年度周南市一般会計補正予算要求について
3	報告第2号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について

教育長

続いて日程第2、報告第1号「令和元年度周南市一般会計補正予算要求について」ですが、ここでお諮りいたします。
次の日程第3、報告第2号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」は報告第1号と関連する案件でありますので、一括して議題とし、説明を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第1号及び報告第2号を一括して議題といたします。
この件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、報告第1号及び報告第2号について、一括してご説明いたします。
提案理由でございますが、両報告案件共に周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、報告させていただくものです。
「令和元年度周南市一般会計補正予算要求」につきましては、議案書2ページから5ページに、「令和2年度周南市一般会計補正予算要求」につきましては、議案書7ページから9ページにお示ししております。それぞれを対比しながらご覧いただきたいと思います。
この2つの補正予算は、国の令和元年度補正予算の成立に伴い、このたび学校施設環境改善交付金に係る内示決定通知がありましたことから、令和2年度当初予算に計上しております小学校普通教室空調設備整備事業及び中学校改修事業に係る経費の一部について、令和元年度予算に組み替えるとともに、新たに中学校改修事業として3校のトイレ改修工事に要する経費について追加計上するものでございます。
それでは、まず、令和元年度一般会計補正予算についてご説明いたします。
5ページをお願いします。歳出予算の補正でございます。
「教育費」「小学校費」「小学校建設費」小学校普通教室空調設備整備事業費のうち、事業経費の一部を事業者に一括して支払うための経費として、公有財産購入費を8億7千308万6千円追加計上するとともに、「教育費」「中学校費」「中学校建設費」中学校改修事業費の工事請

負費に2億3千28万円を増額するものでございます。この中学校改修事業費のうち、7千430万5千円につきましては、令和2年度の当初予算に計上しております周陽中学校管理特別教室棟及び渡り廊下外壁他改修工事に要する経費を令和元年度予算に組み替えるものでございます。

残る1億5千597万5千円につきましては、住吉、秋月、富田の3つの中学校のトイレ改修工事に要する経費を追加計上するものでございます。

また、4ページにお示しのとおり、これらの事業について、工期を確保するため、その全額を繰り越して使用することができるよう、繰越明許費の追加及び変更の補正をするものでございます。

次に歳入予算でございます。

2ページをお願いします。先ほどご説明いたしました歳出予算の計上に伴い、まず、「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」小学校費補助金について、2億1千418万6千円を計上するとともに、中学校費補助金について、7千400万1千円を増額するものでございます。

次に、「市債」「市債」「教育債」小学校債について、6億110万円を、中学校債について、1億5千610万円をそれぞれ増額するものでございます。

これにより、議案書3ページにお示しのとおり、地方債の補正といたしまして、借入れの限度額について、小学校施設整備事業は1億7千190万円から7億7千300万円に、中学校施設整備事業は1億680万円から2億6千290万円にそれぞれ増額変更いたしております。

続きまして、令和2年度一般会計補正予算についてご説明いたします。

9ページをお願いします。歳出予算でございます。

さきほどご説明いたしました、「教育費」「小学校費」「小学校建設費」の小学校普通教室空調設備整備事業費に係る公有財産購入費及び中学校改修事業費に係る工事請負費の一部につきまして、令和元年度予算へ組み替えいたしましたことに伴い、それぞれ減額するものでございます。

次に、歳入予算でございます。7ページをお願いします。

ただいまご説明いたしました歳出予算の計上に伴い、「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費補助金」小学校費補助金について、1億7千418万4千円を、中学校補助金について、2千201万円をそれぞれ減額するとともに、「市債」「市債」「教育債」小学校債について、4億8千190万円を、中学校債について、3千920万円をそれぞれ減額するものでございます。

あわせて、8ページに記載しておりますとおり、地方債の補正といたしまして、借入れの限度額について、小学校施設整備事業は5億1千300万円から3千110万円に、中学校施設整備事業は5千840万円から1千920万円にそれぞれ減額変更いたしております。

以上で、令和元年度周南市一般会計補正予算要求及び令和2年度周南市一般会計補正予算要求の説明を終わります。

教育長

続いて、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

学校教育課に係る補正予算について、ご説明いたします。資料5ページをお願いします。

「教育費」「教育総務費」「教育指導費」学校環境施設整備事業費については、5億8千18万9千円の補正でございます。

こちらは、国が、令和元年12月に打ち出しました、全国一律に学校のICT環境の底上げを

図り、義務教育段階において、全学年の児童生徒一人ひとりが日常的にICTを活用できる学校の実現を目指す、「GIGAスクール構想」の実現に向け、本市においても、取組を開始するための補正予算でございます。

これまで、文部科学省が、示した「教育のICTに向けた環境整備5か年計画」により、学校で無線LAN環境の整備を行い、各校にタブレット型情報端末や大型ディスプレイの整備を行ってまいりましたが、「GIGAスクール構想」実現に向けた新たな整備水準が示されたことから、この度、1人1台の運用に耐えうるICT環境の整備を行うものです。超高速インターネットの校内LANを整備する経費、校内LAN整備事業委託料として、3億1,064万円、電源キャビネット、いわゆる充電保管庫を整備する費用、2億6,954万9千円を計上するものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、歳出予算の計上に伴い、国庫補助金であります「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」2億9千9万4千円と、「市債」の教育総務債2億9千万円のそれぞれを計上しております。

これにより、議案書3ページにお示しのとおり、地方債の補正といたしまして、借り入れの限度額について、学校環境施設整備事業、2億9,000万円の追加をいたしております。

この度の補正は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱により、有利な補正予算債を活用するには、令和元年度からの取組が条件となりますことから事業費を補正し、予算書4ページのとおり、その事業費全額5億8,018千円を繰越明許費の追加の補正を行っております。

以上で、学校教育課所管事務に係る令和元年度周南市一般会計補正予算の報告を終わります。

教育長

この件について何か質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第1号及び報告第2号を承認いたします。

4	報告第3号 令和2年度周南市の教育事業概要について
---	---------------------------

教育長

続いて日程第4、報告第3号「令和2年度周南市の教育事業概要について」を議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、報告第3号「令和2年度周南市の教育事業概要について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1号の規定により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に係る事務は定例会の会議に報告しなければならないとされておりますことから、このたび報告するものでございます。

教育委員会では、先ほどの総合教育会議においてご協議いただきました第2期教育大綱の取組の方向性を踏まえた教育行政を推進していくために、今日まで連綿と受け継がれてきた、周南市のまちづくりの礎を担う教育における「不易」すなわち「本質的な価値」と「流行」すなわち「変化への対応」を見極めながら、効果的で効率的な教育行政の推進を基本に、市民への説明責任を

果たしながら、生涯にわたる教育の充実と教育環境の整備に努めるために、毎年度「周南市の教育事業概要」を編さんしております。

この教育事業概要は、当該年度における教育委員会各所管の重点事業やその具体的内容をお知らせし、共有することでP D C Aサイクルに沿った取組を推進し、さらには事業改善につなげていくものでございます。

それでは、別冊の「令和2年度周南市の教育事業概要」をご覧ください。

まず1ページでございますが、「はじめに」としまして、本事業概要の趣旨を、2ページにつきましては、「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の基本理念をお示ししております。

次に3ページでございますが、教育大綱における「5つの基本方針」とそれらを具現化するための「17の推進方向」をお示ししております。

また、4ページから33ページには、推進方向毎の、本年度の施策実現に向けた重点事業内容等を整理し掲載しており、後ほど各担当課長から概略を説明させていただきます。

ページが飛びますが、34ページから37ページには教育費予算の状況等を、38ページには、令和2年4月1日現在の周南市教育委員会事務局機構図を想定して掲載しております。

以上で全体説明を終わります。

教育長

それでは、令和2年度の教育委員会所管の重点事業について、各課から説明をお願いいたします。

最初に、教育政策課からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、まず、教育政策課所管する重点事業についてご説明いたします、4ページから7ページをお願いします。

第2期教育大綱の基本方針の一つであります「信頼と期待に応える教育環境の充実・整備」に基づく対象施策である「望ましい教育環境の整備・充実」の具現化に向けて、小学校普通教室空調設備整備事業をはじめとした8つの重点事業をお示ししております。

まず、児童が安心して快適に学べる教育環境を確保するため、本年8月整備完了を目途に、小学校の普通教室へ空調設備を整備することとしております。また、小学校改修事業及び中学校改修事業としまして、経年劣化に伴い損傷が著しい学校施設の改善に向けた改修等の各工事を実施いたします。なお、小学校につきましては、空調設備工事を勘案し、大規模改修は最小限にとどめております。

他の5つの事業につきましても、対象施策の具現化に向け積極的に取り組んでまいります。

以上で教育政策課からの説明を終わります。

教育長

次に、生涯学習課からお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課が所管する重点事業について、ご説明します。

事業概要では、8ページから17ページまででございます。

8ページをお願いします。

生涯学習課では、令和2年度「Ⅰ 基本方針」として、上段にあります3点を掲げております。

「Ⅱ 教育大綱に基づく対象施策と重点事業」でございますが、大綱の基本方針③「コミュニ

ティ・スクールの充実」、推進方向6「地域学校協働活動の充実」では、重点事業を「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」としております。

この事業では、子ども達の育ちや学びを地域ぐるみで支援するため、「やまぐち型地域連携教育」を推進し、地域学校協働活動による「学校を核とした地域づくり」に取り組みます。

12ページをお願いします。

大綱の推進方向7「青少年の健全育成」です。

ここでは、重点事業を「青少年育成センター運営事業」とし、街頭補導による適切な指導などを通じて、健全な青少年の育成に努めます。

令和2年度は、インターネットの適切な利用方法を学ぶための「情報リテラシー教育」などに重点的に取り組みます

14ページをお願いします。

大綱の基本方針⑤「いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現」、推進方向11「生涯学習活動の推進」でございます。

重点事業として、「生涯学習推進事業」、15ページに「学び・交流プラザ管理運営事業」を掲げており、市民センター、学び・交流プラザなどにおいて、より多くの市民に対する学習機会の提供とその充実を図るとともに、学習成果を生かす機会の提供に取り組みます。

さらに、学び・交流プラザでは、学習情報の発信や「学びサポーター」の育成などに取り組みます。

次に推進方向14、「文化財の保護と活用」でございます。

重点事業として、「鶴保護対策事業」を掲げており、ツルのねぐら整備などの生息環境整備や、保護ツルの移送・放鳥など、渡来ツルの増羽に向けた取組を推進します。

最後に17ページ、推進方向17、「まちづくりを担うひとづくり」です。

ここでは、これまでご説明しました、地域ぐるみで子ども達の育ちや学びを見守り支援する活動のさらなる推進には、多様な能力や経験をもつ人材が欠かせないことから、市民に対する学習機会の提供とその充実を図るとともに、学習成果を生かす機会を提供する中で、地域人材を発掘・育成し、さらにはネットワーク化することが必要ととらえ、ここにお示ししております。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。

教育長

次に、人権教育課からお願いいたします。

人権教育課長

人権教育課でございます。

基本方針としまして、人権教育課では、「山口県人権推進指針」、「周南市人権行政基本方針」を基本とし、「自由」、「平等」、「いのち」の人権尊重の視点に立って、学校、地域、企業職場のあらゆる場を通して、人権教育を推進してまいります。

次に、教育大綱に基づく対象施策と重点事業でございます。

事業につきましては、学校と地域に係るものを5事業あげております。

人権教育総合推進地域事業は、周陽中学校区において、「周陽中学校区人権教育総合推進会議」を設置し、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進しています。

人権意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育を推進するための調査研究事業でございます。

地域人権教育推進事業は、人権教育推進協議会の運営では、協議会を年2回開催します。地域

人権教育連絡協議会を年2回開催します。市内を10のブロックに分け、市民センターを事務局とし、ブロック人権教育推進協議会において、人権講演会を地域で開催しています。人権教育課では、この活動の支援をしております。

学校人権教育研修事業は、幼稚園、小・中学校での研修会や講演会の支援を行います。「小・中学校人権教育担当者研修会」を5月に、全教職員を対象とした「学校・園人権教育研修会」を8月にLGBTQをテーマに講演会を開催します。

人権教育指導者研修事業は、地域の指導者の養成、資質の向上を図ることを目的とした人権ステップアップセミナーの開催でございます。ハンセン病問題、人権一般の問題、障害者問題の視察研修を行います。

人権教育講座運営事業は、人権の基礎講座として市民センター等でハートフル人権セミナーを開催します。

また、新規の参加者を増やすため、昨年度から参加しやすいように半日開催とし、人権教育総合推進地域事業に取り組んでいる周陽中学校を会場として計画しています。

以上でございます。

教育長

次に、学校教育課からお願いいたします。

学校教育長

続きまして、学校教育課から、重点施策について説明いたします。

21ページをお願いいたします。

学校教育課の基本方針として、教育大綱の基本理念である「子どもの夢に寄り添い『生き抜く力』を育む周南の教育」の実現に向けて、児童生徒一人ひとりの特性や能力を伸ばし、「生き抜く力」を育む教育を着実に進めるために、学校への指導や支援並びに教育環境の整備・充実に努めることを掲げております。

学校教育の3本の柱である「道德教育の推進」「コミュニティ・スクールの充実」「人材育成」を基に、子どもたちの健やかな成長のために、学校の教育諸課題の解決を支援し、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

教育大綱に基づく基本方針である、道德教育や幼児教育の充実を柱とした「豊かな心」の育成、「確かな学力」「健やかな体」の育成、22ページにまいりまして、コミュニティ・スクールの充実、信頼と期待に応える教育環境の充実・整備の4点を基本に、学校教育課では推進方向に沿って施策を進めることとしております。

次に23ページをお願いします。重点施策と致しまして、まず学校ICT環境推進事業でございます。

小中学校のICT環境の充実のため、ICT機器等を拡充や整備を行い、児童生徒と教員の双方向型授業など質の高い学びを実現することで「確かな学力」の育成を図ってまいります。あわせて、情報活用能力やプログラミング的思考を育む授業づくりの研究を継続して進めるとともに、教職員の資質向上を図ってまいります。

また、国が示しております「GIGAスクール構想」の実現に向けて、すべての児童生徒がICT機器を利用できる環境をめざし、令和2年度より計画的に整備を進めてまいります。

24ページにまいりまして、英語教育推進事業です。令和2年度からの小学校新学習指導要領が全面実施され、学習時間数が増加しますことから、必要とする外国語指導助手を4名増員して配置します。英語科及び外国語活動の充実を図り、国際理解教育の推進やグローバルな視点をも

った人材の育成に取り組みます

次に、コミュニティ・スクール事業です。

保護者及び地域住民等の学校運営への参画・支援・協力の促進を図るとともに、地域のニーズを迅速かつ適切に反映させ、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを進め、コミュニティ・スクールの仕組みを生かして「地域とともにある学校づくり」を一層推進します。

今年度は、学校運営協議会委員に新たに、報酬をお支払いすることとしております。

次ページをお願いします。学校業務支援員配置事業につきましては、子ども達に接する時間を十分確保し、本来の担うべき業務に教員が専念できるよう、令和2年度は、配置する学校を26校に増やし、豊かな学びを支える教育環境をさらに充実させ取り組んでまいります。

26ページにまいりまして、教育支援センター事業でございます。

学校や関係機関と情報共有を図りながら、不登校及びその傾向にある児童生徒を、適切に指導・支援することを通して、より生活意欲の向上を図り、児童生徒の学校復帰をめざして取り組んでまいります。

次ページ、充実した学校生活サポート事業です。

児童生徒一人ひとりの個性を生かし、柔軟で創意ある教育活動を展開する中で、様々な体験を通して豊かな感性や創造力、感動する心を育て、豊かな人間性や生き抜く力を育みます。また、本市の地域資源を積極的に活用した学習を通して、地域のよさを知り、郷土に誇りと愛着をもち、周南の未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

次に、28ページの生活指導推進事業につきましては、特別支援教育の視点に立ち、児童生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた指導や支援を実施するため、介助員や生活指導員を配置し、多様な学び、きめ細かな指導に努めてまいります。

次に、教職員研修推進事業につきましては、各種研修関係の団体の研修活動や協議活動への補助等を行い、教職員の資質向上に努め、教育の充実を図ります。

また、キャリアステージに応じた教職員の研修を行い、教職員の資質能力の向上を図ります。ICT教育や情報管理の充実に関する研究も取り組んでまいります。

29ページの学校図書館活用推進事業では、児童生徒の豊かな表現力や想像力、生きがい感などを育成するため、経験豊富な学校図書館司書や学校図書館指導員を各校に配置し、学校図書館を有効活用した読書活動の充実を図り、今後も、学校図書館の整備充実を図るとともに、機能の充実に取り組んでまいります。

以上で、学校教育課の説明を終わります。

教育長

次に、学校給食課からお願いいたします。

学校給食長

学校給食課所管分の重点施策である3事業についてご説明いたします。30、31ページをお願いします。

まずは、「学校給食管理運営事業」です。

市内6か所の学校給食センターを円滑に運営し、児童生徒へ安心安全でおいしい給食を安定供給します。

令和2年4月から、新たに新南陽学校給食センターの供用を開始し、PFI事業者が行う新センターの運営・維持管理業務について、契約内容が適切に履行されているかを確認するため、コンサルタント業者の支援を受けながら、モニタリングを実施します。

次に「学校給食費管理システム導入事業」です。

学校給食の徴収・管理をシステム化し、事務の取扱いを教育委員会に一本化することにより、保護者の利便性向上とともに、教職員の負担軽減を図ることを目的としており、各小中学校と連携しながら、令和3年4月からのシステム稼働開始を目指します。

最後に「学校給食センター解体事業」です。

新たな給食センターに統合した徳山西、旧新南陽学校給食センターは、令和元年度末をもって運営を終了することから、計画的に解体を進めます。

令和2年度は、徳山西学校給食センターの解体設計と、両センターの廃棄物処理や解体前に必要な各種調査を行います。

以上が、学校給食課所管の重点事業です。

教育長

最後に、中央図書館からお願いいたします。

中央図書館長

それでは、図書館に関するものについてご説明いたします。

資料は32ページ、33ページをお願いします。

周南市立図書館はそれぞれの地域の知の拠点として、地域の読書活動、生涯学習活動の支援を行い、中央、新南陽、福川、熊毛、鹿野の各図書館と知の広場として「人が集い楽しむこのまちの賑わいと交流の場」の創出を図る徳山駅前図書館の6館で運営しております。この6館相互で、しっかりとした連携を図りつつ、利用者の満足度の高いサービスを提供することで、読書環境の整備、市民の文化水準の向上を図ることとしております。

それでは重点事業についてご説明いたします。

まず、図書館資料購入費でございますが、生涯学習時代の多くの利用者の期待に応えられるよう、新鮮で広範囲にわたる図書館資料の収集、充実に努めてまいります。

次に、図書館運営費でございますが、図書館サービスの向上と読書活動の推進を図るために、市内6館の連携を深めつつ、円滑な図書館運営と利用しやすい図書館づくりに努めます。

また、「うちどく」のコンテストなどを通して、子ども達が読書に親しみ、読書習慣を身につける環境整備に努める「第三次周南市子供読書活動推進計画」を推進してまいります。

最後に図書館システム管理運営費でございますが、全館共通の図書館システムを運用することで多様化する利用者の要望に対応するために、資料の情報を正確に提供し、同時に業務の効率化、資料の適正管理に努めることとしております。

以上の事業を中心に読書が育む人づくりまちづくりを推進してまいります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。

松田福美委員

教育政策課の事業で7ページの「こども議会開催事業」は、次年度で小学校を一巡すると思いますが、その後の方向性はどうなっているのでしょうか。

教育政策課長

現在、明確な方向性を出しておりませんが、一巡したことで担当としては一つの区切りだと考えております。最終的には部内で調整し、方向性をお示ししたいと考えております。

松田福美委員

子ども達にとっては学習の機会の広がりもあることですが、課題もあると思いますので、その

あたりについてしっかり現場の意見を聞いていただきたいと思います。

教育長

その他にも、皆さんからもこういう方向が良いのではというご意見頂けたらと思います。

松田福美委員

18ページ、人権教育課の周陽中学校区における調査研究事業については、先ほどの説明の中で学校人権研修の成果の発表というような形と捉えたのですが、それでよろしいでしょうか。せっかくの事業ですので広げたり、深めたりしていくのでしょうか。

人権教育課長

令和元年度から令和3年度までの研究事業です。これは文部科学省が県に委託し、さらに県から市へ委託するものです。研究段階ですので、まずはしっかり取り組むこととし、最終的には市内の中学校区に取組を広げていくことができると考えております。

大野委員

24ページのコミュニティ・スクール事業では、学校運営協議会に5万円の活動費を交付し、充実を図るとありますが、これはどのような活動が見込まれるのでしょうか。

学校教育課長

学校によって使い道は様々です。例えば、ボランティア保険を活用したり、会議費や花の苗を購入し、学校の緑化を進めたりと、幅広い特色ある活動に使われております。

教育長

畑を作ったり、子ども達の登下校の支援をしておられる方のジャンパーなど、各地域の協議会で、様々な角度から皆さんが話し合い、使っております。

大野委員

図書館の「うちどくコンテスト」は、平成28年度から平成30年度までは実績が増加していますが、令和元年は620組とかなり減っています。この原因が分かれば教えてください。

中央図書館長

これまでは、学校での取組が多かったのですが、今年度は学校の利用が少なかったことが原因です。その辺りをしっかり進めていけたらと思っております。

大野委員

現在は、ノーテレビ・ノーゲームデーを各学校で取り組んでおりますが、長年やっているとマンネリ化してくることもありますので、そのあたりでコラボレーションできれば、取組の数も増えるのではないかと思いますので、ご検討していただけたらと思います。

教育長

今は臨時休業の影響で、本を読むことが浸透してきていると感じております。是非、広めていきたいと思えます。

片山委員

27ページの充実した学校生活サポート事業では、交付金としての予算が上がっています。ポイントでは、回天記念館での平和学習や実施校数が書いてありますが、これは毎年同じ学校が事業を実施しているのか、それとも新しい取組が実施されたりしているのでしょうか。

学校教育課長

平成30年から令和元年にかけては実施校数が少し減っていますが、主に使われるのが回天記念館や民俗資料館、水素ステーションとなっており、そうした施設等を活用する学校は主に小規模校となっており、ほぼ同じ学校が継続的に利用しているという実態がございます。

教育長

一番下に※印がありますけれども、平成30年度は大相撲がありましたので、学校数も増えております。この時は様々な学校がありましたが、その前後は同じような学校に利用してもらっています。この制度は市内の施設を利用する場合に限っておりまして、例えば防府のマツダ工場や広島での平和学習になると該当しません。こうしたことから今のところ、ほぼ固定された学校の実績となっておりますが、しっかり啓発していきたいと思っております。

片山委員

本市には、企業や学校、歴史的なものも周南地域にはあるので、是非そうしたものを生かして多く学習に役立てるようと思っております。

教育長

学習内容は利用学校の多い順に並んでいると思うのですがけれども、回天記念館では毎年10校程度入っており、その次が水素ステーション、こうしたところでの学習が多いと理解しております。

松田敬子委員

25ページの学校業務支援員配置事業では、令和元年から令和2年に1校多くなっております。実際のところ、教職員の働き方改革が推進できているという声は聞いておりますが、具体的な数値や成果が具体的にでてくると説得力が増すと思っております。

教育長

下のスペースに成果などをまとめてこうと思っております。

学校教育課長

一番欲しいのは、明らかにこれだけ少なくなったという数値ですが、具体的に時間外業務が少なくなってきたという数字はありません。ただ、業務支援員が少しの仕事をするだけでも教職員に余裕が生まれるという話は非常に多くあります。また、業務支援員から率先して「やりましょうか」という声が出るようになってきている学校もあり、しっかりと業務支援員が学校を支える一員となってきております。この辺りを整理し、今後は各学校で取り組んでいる具体的な内容を共有し、さらに充実した活動ができるようにしていきたいと思っております。

教育長

学校長は、異動により入れ替わりがありますので、この事業概要が取組を理解するために役に立っているということもあります。活用事例の箇条書きでもあれば、参考になりますので、今のご意見を参考に改善したいと思っております。

松田福美委員

23ページの学校ICT環境推進事業はとても期待しておりますが、教職員もどのような勉強されているのかという情報が少しでも伝わると取組がより進むと思っておりますので、先生方も頑張っているというところが出てくるといいと思っております。

学校教育課長

来年度、大型ディスプレイが全ての普通教室に整備されることは非常に意義のあることであり、これは学校現場のニーズが一番多かったことから実施することといたしました。これまでのように移動させる必要もなくなることで、破損の恐れもなくなり、準備時間も早まりますので、今後はたくさんの授業の中で活用されることが期待できます。

現在、多くの学校がICTを活用した授業研究を進めておりますので、その成果を共有できる仕組みを構築できればと考えております。

また、教育研究センターの上席研究員による学校研修会の支援や電話による質問への対応、授業研究へ派遣などの研修指導も含めた支援をしていきたいと思っております。

教育長

ICTが学校の教育に入っていくプロセスは、車の運転にリンクすると思っております。教習所に行って、車の基本的な構造や動かし方、交通法規などを授業の中で学ぶ。それと同じようにICTにおいても、研修で基本的なことを習う段階で習熟しているわけではなくて、習熟するためには学校のあらゆる授業の時に、傍にあり、すぐに使えるという状況で、それを授業の中で使っていくことによって習熟して行く。

そのためには、1人1台という環境が整い、教員も自分で自由に使えるタブレットが提供される必要があると考えております。そうしたことで初めて教員のスキル向上のスタートが始まるのだと思います。

松田福美委員

そのことについては、パソコンが学校に導入された時にも同じ現象になりました。設備がないと動かすことが出来ないし、設備の整備が遅くなると、多種多様な課題が出てくることにもなります。最終的には子ども達に返っていくのが遅くなってしまいうことにもなりますので、使いながら慣れて、子どもも教員も一緒に学んでいくということがとても大事なことだと思います。

そうしたことも保護者や地域の方に見せることで安心されるのではないかと思います。

29ページの学校図書館活用推進事業の学校図書館司書の配置に関連することなのですが、学校図書館が中央図書館などのネットワーク組み入れられていくことも必要ではないかと思っております。教室のICTは進められていますが、学校図書館のICT化が実現できれば、学校図書館司書や指導員の役割も大きくなり、より力を発揮していただけるようになるのではないかと思います。

教育長

それでは、図書館システムと、学校と図書館との連携の視点から話していただけたらと思います。

学校教育課長

学校と図書館との連携については、現時点では学校の考えは様々であり、大きい学校から要望は出ております。システムの導入については、各学校からの意見を集約して実施してほしいところは、その方向に向けた調整をしております。ネットワークについては、調整が必要となると思います。

中央図書館長

市の図書館システムは、統一的にオンラインで結んでおります。学校図書館システムは、今のところオンラインで結んでおりませんので、必要との話があれば、技術的には可能かと思いますが、費用面等の検討が必要になってくると思います。

教育長

市内の市立図書館6館のネットワークだけで毎年ばく大な費用がかかっておりますので、それと40以上の学校を結ぶとなると更にばく大な費用が必要となります。こうしたことから、費用をかけずになんとか連携ができないかと考えております。

中央図書館長

金額は事業概要の33ページに予算額を記載しており、駅前図書館を含む6館の維持費で年間約4千万円となっております。

松田福美委員

夢のような話ではありますが、周南市は図書館が良いという話を色々な所で聞きますし、学校図書館は子ども達の情操教育にとって重要なところなので、少しでも改善が進み、みんなが働きやすく、学びやすくなれば良いのではないかと思います。

教育長

32ページにもありますように70万冊を超える蔵書が市内にあり、これを子ども達あるいは教職員のニーズに応じて検索し、それが手元に来るということが日常的に行えるようになると、大変素晴らしいことだと思います。

片山委員

5ページの小学校改修事業には、小中一貫教育を推進するために、鹿野小学校の改修を実施すると記載されています。これは確か3年間の研究準備があった上での、小中一貫教育の実施という理解しております。大変良いことだと思っておりますが、地元では正しく理解できていない状況もあります。ある会議では、良い意見も出たと思うのですが、心配の意見も出ていました。準備していく段階で、どのような学校にして行くのかということのをぜひ、保護者を含め地域の人が説明を聞けるような機会をお願いできたらと思います

教育長

学校運営協議会での議論を経て、今後、地域の方や保護者の方でどのような目的で何を狙い、どのように教育の充実を図っていくかということのをさらに議論していただいて、目途としては1年後の令和3年にスタートしたいと考えております。

他に、質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第3号を終わります。

5	議案第7号 周南市大田原自然の家 施設分類別計画の策定について
---	---------------------------------

教育長

続いて日程第5、議案第7号「周南市大田原自然の家 施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第7号「周南市大田原自然の家施設分類別計画の策定について」のご説明をいたします。議案書の11ページをお願いします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第8号によるものでございます。

それでは、別紙「周南市大田原自然の家施設分類別計画（案）」をご覧ください。

「施設分類別計画」とは、「周南市公共施設再配置計画」に基づき、そのアクションプランとして策定するもので、施設の今後の方向性を示すものです。

平成29年3月に策定した「周南市大田原自然の家施設分類別計画」は、「青少年の健全育成を目的とする事業は継続するものの、他の公共施設との複合化も視野に入れた上で、大田原地区外に移転する」という方向性を示し、「令和元年度末までを検討や調整等の期間とする」と定め

たものでございました。

この現計画に定めた方向性に沿い、約3年間、移転先の検討を進めてまいりましたが、社会情勢や市の財政状況などの変化を踏まえ、この度、「周南市大田原自然の家施設分類別計画」の改定版を策定するものでございます。

それでは改定版の概要について、現計画からの変更点を中心に、ご説明いたします。

この計画は本市の施設分類別計画のルールに基づき、1章から9章までの章立てとしております。

まず、1ページをお願いします。

第1章は「本計画の目的」です。この計画の目的は、自然の家の現状や時代背景等を踏まえ、今後の方向性を示すものであることを記載しております。

第2章「施設設置の経緯及び目的」では、自然の家を開設するまでの経緯や設置目的を記載しております。

第3章は「対象施設」です。2万3,308平方メートルの敷地内に、事業の実施に必要な、様々な施設を有しております。

2ページには、それら一部の写真を、また、3ページには施設のデータを掲載しております。

第4章は「施設の現状と課題」です。

自然の家は、開設から平成31年3月までに、約37万人の利用者がありました。

3ページ下の「利用者数の推移」の表のとおり、自然の家の年間延べ利用者数は、おおむね1万人前後で推移しておりますが、近年は減少傾向となっております。

これは、大雨や台風接近など、悪天候が予想される場合は、利用者の安心・安全の確保のため、主催事業や施設利用を中止することとしており、このことが利用者数に影響しているものと考えております。

また、4ページの「施設・事業を支えるボランティア」の表にあるとおり、自然の家には、大学生を中心とした毎年千人を超える青少年ボランティアが主催事業の企画から運営まで関わっており、自然の家は将来のリーダー育成の場としての役割も担っています。

しかしながら、開設から38年、そして宿泊棟として使用している校舎の建設からは68年を経過し、施設の老朽化は著しく進行しております。

さらに、宿泊棟や体育館などは土砂災害特別警戒区域に位置しており、施設に続く幅員の狭い市道においても、過去、土砂崩れが発生するなど、安心・安全面において大きな課題があるという現状がございます。

6ページをお願いします。第5章は「施設の運営」です。

自然の家は平成18年度から公益財団法人周南市ふるさと振興財団を指定管理者として管理運営を行っております。そのほか、指定管理者が実施している事業や取組などについて記載しております。

なお、この5章までについては、数値などの更新を除き、現計画と大きな違いはございません。

7ページをお願いします。第6章「一次評価の実施」は、市共通の「機能の評価・検証シート」を使用し、施設が提供するサービスや施設が置かれている状況などから、想定される方向性を機械的に導き出すものです。

これにより、改めて判定を行いました。

10ページに「機能の評価・検証シート」に入力した内容を、11ページに一次評価の結果を記載しております。

11ページの右下をお願いします。

一次評価におきましては、Aの統廃合「同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合」、Fの継続利用（規模縮小）「継続的に使用するものの、利用状況等により規模を縮小」受益者負担の見直しと判定が導き出されました。

なお、現計画におきましては、「受益者負担の見直し」のみの判定となっております。

続いて、第7章「これまでの協議及び検討等」です。12ページをお願いします。

自然の家の今後の方向性は、様々な場で協議や検討が行われております。

市議会により実施された行政評価に関する決議においては、平成25年度と平成28年度の2度に渡り、安心・安全の視点から早急な方針決定を求められております。

また、総合教育会議や大田原自然の家運営協議会における協議や検討、利用者やボランティアの皆さんからの聴き取り調査など、様々な立場で自然の家に関わっていらっしゃる方からご意見を伺いました。

さらに、現計画策定後の平成30年11月と令和元年11月の2回、中須地区自治会連合会などから、自然の家の移転先を中須地区内、1回目は中須小学校、2回目は中須小学校もしくは中須中学校として欲しいという要望書が提出されました。

15ページをお願いします。8章「今後の方向性」をお示ししております。

考えられる施設の選択肢として、5つ、あげております。

まず、1番目として、大田原地区外の公共施設に移転又は新設。2番目として、大田原地区外の類似する公共施設に移転又は新設でございます。3番目と4番目の現施設の活用についての説明は割愛させていただきます。5番目の事業の廃止についても割愛させていただきます。

この選択肢を基本に、6章の一次評価の結果、第7章にお示しした協議や検討の内容、施設を取り巻く状況等を踏まえ、今後の方向性を次のとおりいたしました。

16ページの中段をお願いします。読み上げますと「青少年の健全育成を目的とする野外活動等に関する事業は継続することとし、子ども達をはじめとする利用者の安心・安全を第一義に、自然体験プログラムの提供が可能な環境の中に必要な施設を整備する。」「必要な施設の整備については、既存の異なる種類の公共施設との“複合化”も含め、大田原地区外の公共施設若しくは類似施設に移転又は新設等を進め、新たな施設が運用を開始するまでの間は、安心・安全に十分に留意し、大田原自然の家において事業を継続する。」以上の2点でございます。

この方向性は、おおむね現計画と同内容ですが、平成29年3月の現計画策定以降、市内の学校における宿泊数の利用が減少していること、今後もその傾向が継続する見込みであること、市の財政が大変厳しい状況であることなどを勘案し、今後は必ずしも宿泊にこだわらず、幅を広げて移転先の検討を継続したいとの考えから、「集団宿泊訓練」の文言を削除しております。

最後に第9章「計画期間」です。

計画期間は、令和2年度から令和6年度末までの5年間としております。

ただし、自然の家の施設の一部は、土砂災害特別警戒区域に位置していることから、利用者等の安心・安全を確保するために、できるだけ早く検討を進める必要がございます。

そのため、移転先の決定については、令和3年度末までの2年以内に行うこととしております。

以上が、「周南市大田原自然の家施設分類別計画（案）」の概要でございます。

最後に今後の予定でございますが、この改定版について、年度内に、市議会に報告する予定としております。

またその際に頂戴したご意見をもとに、修正を行うことも考えられます。

本日、教育委員の皆様からいただくご意見も含めて、修正が発生した場合には、次回の教育委員会定例会において、報告をさせていただく予定としております。

以上で、説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第7号を決定いたします。

6	議案第8号 周南市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則制定について
---	--

教育長

続いて日程第6、議案第8号「周南市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則制定について」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案書の12ページから14ページをお願いします。

議案第8号「周南市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規則制定について」につきましてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号に基づくものでございます。

非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化等を目的とする地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、山口県人事委員会から、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則が令和元年12月17日に公布されました。

これを受け、周南市立学校に勤務する会計年度任用職員のうち、山口県教育委員会が任用する者、現在の非常勤講師がこれにあたりますが、この勤務時間や休暇等について必要な事項を定めるため、周南市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を制定するものです。

市が任用の会計年度任用職員(学校業務支援員、生活指導員等)については、別に定める周南市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則によることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第8号を決定いたします。

7	議案第9号 周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について
---	--------------------------------------

教育長

続いて日程第7、議案第9号「周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第9号「周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。議案書15ページから19ページをお願いします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号の規定によるものでございます。

本規則では、周南市教育委員会公印の制定、保管および使用その他公印についての取扱いについて定めておりますが、鹿野幼稚園につきましては、令和2年4月1日、鹿野こども園の開園に伴い、廃園となること、また、徳山西学校給食センターにつきましては、同じく令和2年4月1日から、新たな新南陽学校給食センターの供用開始に伴い、統合いたしますことから、16ページから17ページにお示しのとおり、別表中、鹿野幼稚園及び徳山西学校給食センターに係る箇所を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号を決定いたします。

8	議案第10号 周南市教職員住宅貸付規則を廃止する規則制定について
---	----------------------------------

教育長

続いて日程第8、議案第10号「周南市教職員住宅貸付規則を廃止する規則制定について」を議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第10号「周南市教職員住宅貸付規則を廃止する規則制定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号の規定によるものでございます。

本市の教職員住宅は、現在、大津島小学校、中学校の教職員用として、3棟6戸を所管いたしております。

いずれの施設も経年劣化に伴う老朽化が進んでいることに加え、近年、シロアリによる被害も著しく、床の欠損や天井のはく落などが発生し、建物の強度自体にも大きな影響を及ぼしている状況となっております。

このため、今後、教職員住宅としての機能を維持していくことが困難であると判断し、これら全ての施設について用途を廃止するため、本規則を廃止する規則を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第10号を決定いたします。

9	議案第11号 周南市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	--

教育長

続いて日程第9、議案第11号「周南市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案書の22ページから24ページをお願いします。

議案第11号「周南市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号に基づくものでございます。

周南市教育支援センター条例施行規則は、周南市教育支援センター条例の施行に関し、業務日など必要な事項を定めております。

この度の改正は、第2条の業務時間について改正するもので、これまでの時間は市の職員の勤務時間に合わせて「午前8時30分から午後5時15分まで」としておりましたが、「午前8時30分から午後5時まで」に変更するものです。

支援センターでは不登校の児童生徒の指導だけでなく、不登校などの電話による教育相談も日中は開設しており、業務中に職員が相談業務も行っております。

児童生徒の利用時間は、午前9時から午後3時までとなっておりますことから、3時以降の時間は、主に児童生徒が通う学校の担任との情報交換など連携を図っており、学校の勤務終了時間が、16時40分前後となっておりますことから、学校への連絡を取りにくくなり、また保護者等の面接や、電話による教育相談も比較的夕方は少なくなる状況であることから、現状に合わせて、業務時間を午後5時までと変更するものです。

なお、今回の改正に合わせて、教育支援センターに勤務する、教育指導員の勤務時間も4月からは、業務時間に合わせて午後5時までにするとしております。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第11号を決定いたします。

10	議案第12号 周南市社会教育指導員設置規則を廃止する規則制定について
----	------------------------------------

教育長

続いて日程第10、議案第12号「周南市社会教育指導員設置規則を廃止する規則制定について」を議題といたします。

この件について、人権教育課から説明をお願いいたします。

人権教育課長

それでは、議案第12号「周南市社会教育指導員設置規則を廃止する規則制定について」の説明をいたします。

議案書の23ページをお願いします。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号によるものです。

地方公務員法及び地方自治法が改正され、非常勤一般職員の会計年度任用職員制度が令和2年度より創設されます。

社会教育指導員は、令和2年3月31日までは、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する

非常勤の特別職の地方公務員として周南市社会教育指導員設置規則で規定し社会教育指導員を委嘱してまいりましたが、令和2年4月1日からは、非常勤一般職員として任用することになります。

そのため不要となる社会教育指導員設置規則を廃止するものでございます。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号を決定いたします。

11	議案第13号 周南市青少年育成センターの設置に関する規則の一部を改正する規則制定について
----	--

教育長

続いて日程第11、議案第13号「周南市青少年育成センターの設置に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第13号、「周南市青少年育成センターの設置に関する規則の一部を改正する規則制定について」、のご説明をいたします。

議案書は、27ページから29ページまででございます。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号によるものでございます。

青少年育成センターでは、現在、26人に青少年指導員の委嘱を行っており、街頭補導、青少年や保護者からの相談対応など、本市の青少年の非行防止活動にご尽力いただいています。

この青少年指導員の皆様には、これまで、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づく非常勤の特別職の職員として委嘱し、「周南市報酬及び費用弁償支給条例（別表1）」により報酬を支給してきたところです。

しかし、平成29年5月17日に、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、一般職の会計年度任用職員の任用に関する制度の明確化を図ることなどを目的として地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、令和2年4月から施行されます。

これにより、青少年指導員は、改正後の地方公務員法が定める特別職非常勤職員に該当しないことになり、9月市議会に上程した「周南市報酬及び費用弁償支給条例」の一部改正により報酬の規定を削除いたしましたことから、「周南市青少年育成センターの設置に関する規則」について、一部改正を行うものでございます。施行日は令和2年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第13号を決定いたします。

その他に何かございますか。よろしいですか。

以上をもちまして、令和2年第3回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員

大 野 泰 生 委員
